



地域活性化雇用創造プロジェクト・北海道事業構想（骨子案）

資料 3-1

H31年度～H33年度
事業総額：調整中

アウトカム（正社員雇用）
：調整中

目的 本道の力強い経済の構築に向けて、北海道の価値を活かした産業の振興とともに、地域の産業を支える担い手として多様な人材が活躍できる良質で安定的な雇用の創出及び確保を図る。

事業の背景

本道の雇用及び産業・経済の動向

- 【雇用の動向】**
- 有効求人倍率・完全失業率は改善傾向
 - 正社員の有効求人倍率は0.75（H29平均）
 - 新規大卒者の道外就職が増加傾向
 - 非正規率・早期離職率が高い、総労働時間が長い
- 【産業・経済の動向】**
- 製造業ウエイトが低く公的需要の依存度が高い
 - 食品工業の付加価値率が低い

雇用政策・産業政策の方向性

- 【雇用政策】**
- 地域産業の振興による雇用の受け皿づくり
 - 多様な働き手の就業促進などの就業の促進
 - 生産性の向上などの働き方改革の推進
- 【産業政策】**
- 地域産業の付加価値向上、ものづくり力・発信力の向上
 - 新たな産業分野への参入
 - 道外・海外需要の取込みの加速

戦略産業雇用創造プロジェクトの課題

- ものづくり分野の新規学卒者等の技術系人材の確保
- 食関連産業分野における正社員雇用の向上

地域活性化雇用創造プロジェクトのねらい

- ①ものづくり産業の振興による地元就業の促進
- ②道外・海外需要の取込みの加速による人材の確保
- ③新たな産業分野への参入による高度専門人材の確保
- ④働き方改革の推進による多様な人材確保

事業の内容

【地域産業活性化コース・地域雇用活性化コース共通】 事業推進・基盤整備メニュー

北海道地域活性化産業雇用創造協議会（仮称）運営事業

【地域産業活性化コース】 事業主向け雇用創造メニュー

- ものづくり産業の振興による地元就業の促進（ものづくり産業分野）
- 道外・海外需要の取込みの加速による人材の確保（食関連産業分野）
- 新たな産業分野への参入による高度専門人材の確保（健康長寿・IT関連・航空機関連産業分野）

【地域雇用活性化コース】 事業主向け雇用拡大支援メニュー

- 【中小企業特例】**
- 働き方改革の推進による多様な人材の確保（全戦略産業分野）
 - ・中小企業の非正規雇用労働者の正社員化支援
正社員化に向けた企業の就業環境の改善等
 - ・中小・小規模企業の働き方改革の促進
中小・小規模企業や地域商業における就業環境の改善など働き方改革の推進
水産加工業と福祉の連携による障がい者雇用の促進

指定事業主雇用助成メニュー

地域雇用開発助成金（国助成金）の上乗せ支給活用

【地域産業活性化コース・地域雇用活性化コース共通】 求職者向け就職支援・人材育成メニュー

- 働き方改革の推進による多様な人材の確保（全戦略産業）

関連施策と一体となった取組

- 北海道ビジネスサポートハローワークとの連携
- 北海道中小企業総合振興資金貸付金 など

北海道地域活性化雇用創造協議会（仮称）

- ①経済団体
- ②労働者団体
- ③教育・研究機関
- ④金融機関
- ⑦北海道（オブザーバー）
- ⑤（株）地域経済活性化支援機構
- ⑥国の機関（労働局、経済産業局）
- ※その他地域の関係者（有識者）

支援分野

支援主要業種

ものづくり産業分野	輸送用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業
食関連産業分野	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業
健康長寿・IT・航空機産業分野	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、化学工業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、輸送用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、生産用機械器具製造業
観光関連分野	宿泊業、道路旅客輸送業、その他の生活関連サービス業
地域商業分野	飲食料品小売業、その他の小売業、生活関連サービス業

地域活性化雇用創造プロジェクト

事業目的

産業政策と一体となった安定的な雇用機会を創出することで、地域の雇用の安定、能力開発を推進し、地域における生産性の向上や経済的基盤の強化を図る。

事業概要

＜補助対象＞全都道府県 ※平成29年度は17府県で事業実施中

- 各都道府県の提案する事業から、コンテスト方式により、安定的な正社員雇用の創造効果が高い事業を選定。プランを選定された都道府県は、地域の関係者(自治体、経済団体、金融機関、教育・研究機関等)で構成する協議会を設置した上で事業を実施
- 各都道府県で戦略的産業分野として位置づけられる業種を指定の上、実施
 - ※天災等からの産業復興が必要な都道府県においては、戦略的産業分野でなくとも復興に資する業種であれば指定できるものとする。
- 実施期間は最大3年間。国は、都道府県に対し、費用の8割(エは10割)を補助(雇用創造効果に応じて年間上限10億円※)
 - ※中小企業特例においては、年間上限12億円
- 中小企業の働き方改革に資するよう、平成30年度より、地域雇用活性化コースに中小企業特例を新設

事業内容

以下の取組により、都道府県が行う安定的な正社員雇用の創造のための独自の事業を支援

コース名	地域産業活性化コース		地域雇用活性化コース	
			【新設】中小企業特例	
事業費の上限額	250万円 ×雇用創出目標数		150万円 ×雇用創出目標数	
支援メニュー	ア. 事業推進・基盤整備メニュー 協議会の運営、事業の企画、事業所・求職者等への情報発信、地域の人材ニーズ等の調査研究、協力人員の確保などの事業運営、体制整備			
	イ. 事業主向け雇用創造メニュー 新規創業、新分野への進出、研究開発等による事業の拡大など地域の雇用機会の拡大を図る取組の支援等		イ. 事業主向け雇用拡大支援メニュー 専門家による雇用管理改善のためのコンサルティングや、ICT活用を通じた業務プロセスの見直しのためのセミナーなど、魅力ある職場づくりを通じた雇用創出の取組の支援等	
	ウ. 求職者向け就職支援・人材育成メニュー 合同面接会や企業が求める人材の首都圏等からの確保、地域求職者に対する人材育成、職場体験等の研修等の取組を実施			
	エ. 指定事業主雇用助成メニュー 指定する企業が施設整備と併せて雇入れを行った場合に、地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)に上乗せする形で助成する取組を実施			

事業スキーム

